

福山市SDGs ツアー造成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の企業・団体のSDGsの取組を市内外に広くPRするために、市が予算の範囲内で、旅行者がSDGsの効果的な体験等を提供するツアーを造成し催行する際の経費の一部を補助する「福山市SDGs ツアー造成事業費補助金」(以下「補助金」という。)の交付について、福山市補助金交付規則(昭和41年規則第17号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「旅行者」とは、旅行業法(昭和27年法律第239号)の規定により旅行者登録簿に登録されている旅行者をいう。
- (2) 「宣言企業・団体」とは、福山市SDGs推進宣言証の交付を受けた企業又は団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす旅行者とする。

- (1) 補助対象として申請した経費に関して、国、県、市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度から補助を受けていない者
- (2) 福山市の市税に滞納がなく、市税の納付状況を調査されることについて同意する者
- (3) 代表者及び従業員等が、次のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団員(福山市暴力団排除条例(平成24年条例第10号。以下「条例」という。)第2条第2号の暴力団員をいう。)である者
 - イ 暴力団員等(条例第2条第3号の暴力団員等をいう。)である者
 - ウ 暴力団(条例第2条第1号の暴力団をいう。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 社会通念上適切でないと判断される事業を行っていない者

(補助対象期間)

第4条 補助の対象期間は、補助金の交付決定を受けた日から、当該交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日までとする。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 参加者の移動手段は原則バスとすること。
- (2) 福山市内を周遊するツアーであって、乗務員及び添乗員を除く参加者は10人以上であること。
- (3) 宣言企業・団体を1件以上訪問すること。
- (4) 訪問する宣言企業・団体において、SDGsに関する取組を体験する機会を設けること。
- (5) 旅行業法第12条の7に規定する募集型企画旅行に該当するツアーであること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次の表に定めるものとする。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費から除くものとする。

経費区分	内容
企画費	SDGsを体験するツアーを造成するにあたり、行程の作成に要する経費
広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等の作成やWebサイトの構築、新聞広告掲載費等、ツアーの広告宣伝に要する経費
企業等への謝礼	訪問先の企業・団体での体験等の提供に要する経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1とし、10万円を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる申請書等をツアーの催行日の2週間前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 予定催行人数を記した書類、旅行行程、販売価格等が確認できる旅行商品パンフレット等の販売促進物（申請時に未作成である等の理由により提出ができない場合は、見本を提出し、作成後に速やかに提出すること。）
- (5) その他市長が必要と認めた書類

(交付基準)

第9条 補助金交付決定に係る基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の取組が、地域への貢献や波及効果が期待できるものであること。
- (2) ツアーにおける参加者の体験内容がSDGsの目標に紐づいていること。

(交付決定)

第10条 市長は、第8条の規定による申請書等の提出があったときは、前条の基準に基づき内容を審査し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により速やかに、補助金の交付の可否及び補助金交付決定額を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定に際して、補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(責務等)

第11条 前条第1項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 市長の求めに応じて、福山市SDGsツアー造成事業の進捗を報告すること。
- (2) 本市のホームページやSNS、広報誌その他の情報媒体を活用した福山市SDGsツアー造成事業の事例のPRや効果検証に係る取組に協力すること。

(変更等の承認)

第12条 補助事業者は、補助事業の内容その他申請に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画変更・中止・廃止承認申請書（様式第5号）に変更収支予算書（様式第6号）を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更がなく、かつ補助対象経費の20パーセント以内で増減する場合は、この限りではない。

- 2 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、変更の承認の決定をしたときは、事業計画変更・中止・廃止承認通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。
- 3 計画の変更により補助対象経費が減額となった場合、市長は既に決定した補助金の額を減額することができる。
- 4 計画の変更により補助対象経費が増額となった場合、補助金の額は、当初交付決定額を上限とする。

(事業の中止又は廃止)

第13条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、事業計画変更・中止・廃止承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、中止又は廃止の承認の決定をしたときは、事業計画変更・中止・廃止承認通知書（様式第7号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（事業報告）

第14条 補助金事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月6日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 補助対象経費の領収書等の写し
- (4) 事業内容や実施状況を確認できる記録等の資料（写真等）
- (5) その他市長が必要とする書類

（補助金の額の確定等）

第15条 市長は、前条の事業報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第10号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の支払）

第16条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、前条に定める通知を受けたら速やかに補助金交付に関する請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号に掲げるもののいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) この要綱及び補助金交付決定通知書（様式第4号）に付した条件に違反したとき。
- (2) 市長に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 福山市補助金交付規則第14条第1項に定めるもののほか、第11条に掲げる事項を行わなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適當であると認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定（全部・一部）取消通知書（様式第11号）により補助事業者へ通知するものとする。

3 前2項の規定は、当該補助事業について第15条の規定による交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者であった者に対し、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(関係書類の整備)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした帳簿、書類等を常に整備しておくとともに、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(帳票)

第20条 第8条に定める補助金申請書その他この要綱に定める帳票は、市長が別に定める様式による。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）10月6日から施行する。